

第10章 運営・体制整備

第1節 課題

佐伯市は史跡佐伯城跡の管理団体であり、保存管理、活用、調査、整備の実務については、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係（佐伯市歴史資料館）が担っている。以下に運営・体制の現状と課題を整理する。

表10-1 運営・体制の現状と課題

現状	課題
城山における庁内での役割は、文化財管理を教育委員会社会教育課、日常管理・公園整備を都市計画課、自然環境の保全は環境対策課、観光活用を観光・国際交流課が担っている。	総合的な運営を行う専門部局は設けられていないため、庁内全体に向けた周知及び関連部局間での連携のもと適切な運営が必要である。
城山における事業を実施する場合は、計画策定等のために庁内会議や指導委員会等の組織を設置している。	情報共有や内容に応じて指導・助言を仰ぐための庁内や有識者のネットワーク構築が必要である。
佐伯城三ノ丸櫓門は大分県指定有形文化財であり、佐伯市教育委員会社会教育課が管理している。	佐伯城三ノ丸櫓門は大分県教育委員会の指導のもと管理する必要がある。
本丸（天守台を除く）、本丸外曲輪、二の丸、西出丸、北出丸の範囲は土地所有者と佐伯市で土地使用賃借契約を結んでいる。	当該範囲においては土地使用賃借契約に基づき維持管理を行う必要がある。天守台においても他範囲と同等の維持管理を図る必要がある。
城山の草刈り等の日常の管理は佐伯市都市計画課が行っている。	管理すべき遺構・登城路（園路）等が広範囲にわたるため、管理体制の強化や効率化を図る必要がある。
市民自らの手で佐伯城跡を守り、その魅力をさらに高めることを目的として、石垣清掃ボランティアを年2回のペースで開催している。	市民や民間団体との協力関係の維持・拡大を図る必要がある。

第2節 方向性

佐伯市は史跡佐伯城跡の管理団体として、土地所有者との十分な意思の疎通を図りながら、史跡としての適切な保存と可能な範囲において活用に努める。史跡佐伯城跡の運用に関しては、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が中心となり、庁内の関連部局との連携を継続し、有識者や文化庁、大分県の指導・助言を求めることができる体制を整備する。また、民間団体等、市民との連携体制を整備することで、史跡佐伯城跡の持続的な保存・活用を目指す。

第3節 方法

史跡佐伯城跡における事業ごとに庁内の関連部局を集めた庁内会議を設置し、庁内での情報共有と連携及び事業の整合を取る。また、文化庁及び大分県教育庁文化課、事業に合った有識者や研究機関に指導・助言を求める場を設置し、十分な検討を行ったうえでの事業推進を図る。さらに、庁内全体に向けた周知の仕組みづくりを行い、庁内職員全員が史跡佐伯城跡の価値を市内外に発信できるような体制を目指す。

保存・活用のための整備や草刈り等の日常的な維持管理、佐伯城下町の周辺を含めた観光活用にあたり、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係、都市計画課、観光・国際交流課間での連携継続を継続する。さらに、現在実施している石垣清掃ボランティア等の市民参加型の取組を継続し、民間企業やボランティア・NPO 団体等との連携、市民への呼びかけ強化のため周辺施設や教育機関等とも連携した周辺部地域の住民への協力を依頼することで、持続的な史跡佐伯城跡の適切な保存・活用を推進する。

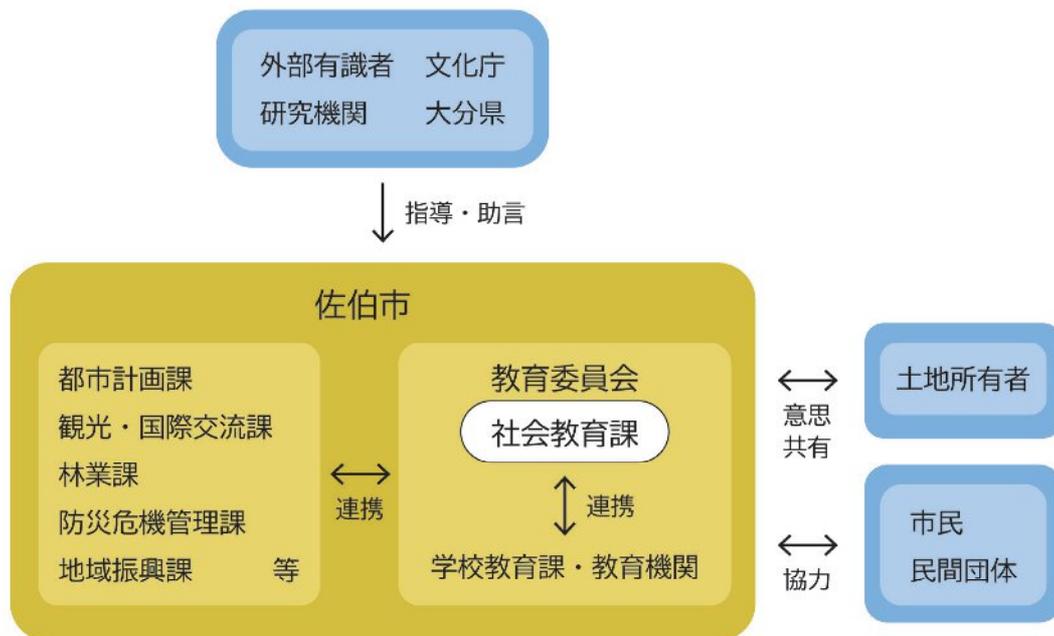


図 10-1 運営・体制図

第11章 施策の実施計画と経過観察

第1節 施策の実施計画

第6章から第10章において示した、保存管理、活用、調査、整備、運営・体制の方向性と方法を具体化するための実施計画を以下に示す。実施計画は早期の対応が必要なものを短期計画(令和8年度から令和12年度)、長期にわたる事業や将来的に実施する必要があるものを中期計画(令和13年度から令和17年度)として位置付ける。

表11-1 施策の実施計画

施策	短期計画					長期計画				
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
危険箇所への簡易的な保護措置、来訪者の立入制限の実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
三の丸整備計画(仮称)の策定	■									
三の丸整備事業(仮称) (基本設計・実施設計・整備工事)		■	■	■	■					
史跡佐伯城跡整備基本計画の策定		■	■							
防災に関する調査、城山の植生調査 (排水/崩落・倒木等/植生)				■	■					
城山防災計画の策定 (常時・非常時の史跡保存/避難経路)					■					
城山植生管理計画の策定 (山体・自然環境・史跡景観の保全)					■	■				
史跡佐伯城跡整備基本設計						■	■			
史跡佐伯城跡整備実施設計							■	■	■	
史跡佐伯城跡整備工事 (山頂曲輪群/登山道/三の丸)								■	■	■
佐伯城跡の調査 (遺構確認/絵図・文献史料)	■	■	■	■	■					
三の丸櫓門の調査 (記録保存/耐震性能・劣化箇所)			■	■	■	■	■			
公開情報の内容拡充 (用語等の統一/デジタルコンテンツ)						■	■			
史跡指定範囲の公有化、保護を要する範囲の追加指定 (配水池/毛利家墓所)						■	■	■	■	■
城山歴史公園整備事業 (登山道及び森林の維持管理等)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
学校教育・佐伯市歴史資料館との連携 (授業/講座/展示)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
佐伯城下町との連携 (周遊ルートの設定/イベント)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
庁内・上位機関・有識者との連携 (庁内会議/有識者会議)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
地域との連携(ボランティアの募集)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
史跡佐伯城跡保存活用計画の見直し									■	■

第2節 経過観察

2-1 方向性

史跡佐伯城跡の保存管理、活用、調査、整備、運営・体制において、各事業の有効性・妥当性を点検し評価するために、2年ごとに経過観察を行う。経過観察により、課題の早期把握と改善を図りながら新たな施策や計画の立案、事業の実施に繋げていく。このような、計画・実行・評価・改善を繰り返し行うことで、持続的な事業の管理を行う。

2-2 方法

史跡指定範囲の状況把握や各種事業の経過観察は、佐伯市教育委員会社会教育課文化財係が関連部局と関わる事業も含めてとりまとめ、以下に示す自己点検表を活用し、点検・自己評価を行う。点検を継続する中で必要な項目や改善点が生じた場合は、適宜見直しを図る。なお、把握した課題等は文化庁、大分県教育庁文化課、有識者の指導・助言を受け、市民の意見も取り入れつつ解決する。緊急を要するものや不測の事態に関わるものは速やかに点検・評価を行い、必要な対策を講じる。

表11-2 自己点検表（『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』をもとに作成）

史跡の名称		佐伯城跡			
管理団体		佐伯市			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	史跡指定標柱等は適正に設置されているか				
	史跡指定境界標は適正に設置されているか				
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか				
	説明板は設置されているか				
(2) 計画策定等に関する こと	保存活用計画に基づいた保存、活用、調査、整備、運営がなされているか				
	保存活用計画の見直しは実施されているか				
(3) 保存に関する こと	史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	調査等により史跡の価値の再確認はできているか				
	専門職員、庁内関係部局、上位機関等との連携は図られているか				
	史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	災害対策は十分になされているか				

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(4) 管理に関すること	日常的な管理はされているか				
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか				
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか				
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め実行しているか				
(5) 公開、活用に関すること	公開は適切に行われているか				
	史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	市民の文化的活動の場となっているか				
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	文化的観光資源としての活用がされているか				
	体験学習等は計画的に実施しているか				
	パンフレット等は活用されているか				
	多様な来訪者に向けた対応はなされているか				
(6) 整備に関すること	佐伯市歴史資料館では適切な展示がなされているか				
	整備基本計画は策定されているか				
	史跡の表現は学術的根拠に基づいているか				
	遺構や佐伯城三ノ丸櫓門に影響がないように整備されているか				
	伝統的な工法を尊重した検討のもと修復されているか				
	整備後に修復の状況を管理しているか				
	整備における目指す将来像の姿を実現できているか				
	多様な来訪者に配慮した整備ができているか				
	整備基本計画に基づいて整備されているか				
整備基本計画の見直しはされているか					
(7) 運営・体制・連携に関すること	運営は適切に行われているか				
	体制は十分に整っているか				
	地域との連携は十分であるか				
(8) 予算に関すること	予算確保のための取組はあるか				

史跡佐伯城跡保存活用計画

2026年3月

編集・発行 佐伯市教育委員会
〒876-0853
大分県佐伯市中村東町6番9号
TEL 0972-22-4234
FAX 0972-22-0701

印刷 元屋印刷株式会社
〒876-0811
大分県佐伯市鶴谷町3丁目1番9号
TEL 0972-24-0900
FAX 0972-22-2420